

11月17日に行われた食品安全基本法第23条第1項第5号に基づく
調査審議における意見への対応について

1 食品健康影響評価依頼計画について

(1) 優先物質の考え方

- ① JMPR (FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)、JECFA (FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)等の国際リスク評価機関で一日許容摂取量 (ADI) が設定できないと評価されたもので暫定基準を設定した下記の物質については優先物質として評価を依頼する。

アレスリン、オキシロニック酸、キシラジン、スルファチアゾール、
タイロシンの5物質

- ② マーケットバスケット調査に基づく優先物質の選定については、その選定方法も含め専門家の検討を踏まえ対応する。

このため、現時点で具体的な物質名、物質数を明示することはできないが、早急に検討し評価依頼の予定を提出する。

- ③ 発がん性等新たに重要な毒性知見が得られたものについては、現時点で該当する物質はない。

(2) 優先物質以外の物質の考え方

優先物質以外の物質については、農薬、動物用医薬品、飼料添加物のそれぞれのカテゴリー毎に、専門家の検討を踏まえ選定することとしている。

平成18年度の評価依頼の予定については早急に検討し、食品安全委員会事務局に予定を提出する。

2 分析法について

各農薬等の分析法については、告示の公布後も引き続き開発を進める。

3 これまでに行った意見交換会等における主な意見とその対応について

意見募集や意見交換会等における主な意見とその対応については、別添のとおりである。

(別添)

**食品に残留する農薬等のポジティブリスト制度に関する
意見募集、意見交換会における意見等の状況**

1 暫定基準等の最終案に対する意見募集における意見等

平成17年6月～8月に暫定基準等の最終案に対する意見募集（WTO通報も含む。）を行ったところ、139の個人・団体等から、344の意見が寄せられた。（同一内容の意見の重複は除く。）

（参考） パブリックコメント募集 平成17年6月3日～8月2日

WTO通報 平成17年6月24日～8月25日

2 意見交換会における意見等

平成17年4月以降、全国5カ所で意見交換会を開催しているが、参加者等からこれまでに114の意見が寄せられた。

（参考） 福島県：14件、愛知県：32件、千葉県：28件、山口県：12件、
北海道：17件

注）各意見には複数の内容にまたがるものがあり、上記の各地域での意見の合計件数と内容毎の意見数の合計は一致しない。

3 内容別の意見数

カテゴリー	内 容	意 見 数	
		意見募集※	意見交換会
1	本制度全般について	36	18
2	「不検出」とする物質について	5	0
3	いわゆる暫定基準について	36	1
4	加工食品の取扱いについて	32	15
5	個別の農薬等の暫定基準等について	131	0
6	一律基準について	10	5
7	対象外物質について	16	2
8	現行の残留基準の取扱いについて	1	0
9	分析法について	14	14
10	本制度に係る今後の予定について	16	3
11	本制度施行後の監視指導について	23	35
12	その他	24	21
合 計		344	114

※暫定基準等の最終案に対する意見

(別表)

意見募集及び意見交換会で寄せられた主な意見等

意 見 等	回 答	カテゴリー
輸入食品の残留農薬については、従来問題のあったところであるが、残留農薬等のポジティブリスト制度を導入することにより、より安全性が高まるので、是非導入していただきたく思う。	ご意見等をいただきました。 ありがとうございました。	1
日本の「不検出」基準の設定について、その設定根拠が明確でない。 不検出とする化学物質について、コーデックス等と同じように、現段階で徹底的な検証がなされているのか否か。	基準を「不検出」としたものは、従来から「不検出」としていた物質、コーデックス等国際機関でADIが設定できないと評価されている物質、国際機関において、ADIが0.03 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 未満であるとされた物質が該当しています。	2
暫定基準に関しては、コーデックス基準、登録保留基準、残留基準を設定している5カ国の基準を参考に定めるとなっているが、その際平均値ではなく、最低の値に設定すべき。	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。	3
加工度の高い輸入加工食品についての、及びその輸入加工食品を原料として更に加工した食品についての基準はどの様に考えるのでしょうか。	加工食品で農薬等の残留が認められた場合、暫定基準を設定したものはその基準で判断することになりますが、暫定基準を設定していないものについては、原材料比や水分含量などを用いて換算した結果と原材料に定められた基準を比較することで、違反の蓋然性を判断することとしています。	4
個別の基準についての意見、要望	(略)	5
暫定基準案で参考としたコーデックス基準及び5カ国・地域基準以外の国々の食品に対して、一律基準は非関税障壁とは言わないまでも、間接的な農薬の使用制限にあたると考える方は多いようです。そのような意図をもって制定しているのですか。	暫定基準は、国民の健康保護を図るとともにポジティブリスト制度の円滑な施行を図る観点で設定するものです。国民の健康保護の観点から、暫定基準の設定にあたって参考とする基準は安全性について科学的評価に基づくものとしています。 一律基準は、基本的に使用が認められていない農産物－農薬の組み合わせ等に適用されることから、そもそも使用制限にあたるとは考えていません。 また、ポジティブリスト制度は残留規制であって、使用を規制する制度ではありません。なお、海外等から基準の設定及び改正について要請する制度を設けています。	6
コーデックス基準、あるいは海外の基準があるので、現行基準値を変更して暫定基準を設定してほしい。	現行基準については、今回改正の対象としておりません。	8

残留農薬について、検証は分析に負うところが大きいと思いますので測定方法の早期の確立と公開をお願いします。 使用する原材料が、基準に適合している事を確認・対応するためにも分析法の早期開発と公開をお願いします。	分析法の通知は、告示にあわせて行う予定です。なお、これまでの検討状況について、最新のものとしては8月25日に厚生労働省のホームページに公開しています。	9
ポジティブリスト制度は、平成18年5月までに導入されることとされているが、そのためには、周知徹底を含めて、法施行までの十分な期間を確保していただきたい。また経過措置期間などの設定も必要ではないか。	ポジティブリスト制度に関する周知については、平成15年5月の法公布以来、これまでに3度にわたって行った意見募集やリスクコミュニケーションの機会を通じて行ってきました。 また、暫定基準等については、本年11月に告示、約6ヶ月間の周知期間を設け、施行することとしています。	10
ポジティブリスト制導入に対応する検疫時のチェックシステムは強化されるのでしょうか。 検疫時に違反事例が発見された場合の扱いはどのようにされるのでしょうか。	輸入時における輸入食品の検査体制については、ポジティブリスト制導入を踏まえ、検疫所におけるモニタリング検査（年間計画に基づく検査）の検査項目を拡大することを予定しています。 また、その実施にあたっては、輸出国における農薬や動物用医薬品の使用実態等を踏まえた検査項目の選定や一斉分析法の活用などにより、効果的、効率的な検査の実施に努めたいと考えています。 輸入時に発見された違反品については、積み戻し又は廃棄されています。また、輸入時のモニタリング検査等で複数回違反が発見されるなど違反の蓋然性が高いと判断された食品については、検査命令（輸入時の検査に合格しなければ輸入・流通ができない検査制度を実施するとともに、検査命令の対象食品等については、二国間協議や現地調査を通じて輸出国における衛生対策の推進を図っています。 なお、輸入食品の安全性確保に関する監視指導については、「平成16年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」として厚生労働省のホームページに公表したところです。	11
ポジティブリスト制の導入により農業者や納入業者に対して、国内で使用されていない農薬や明らかに使用実態のない農薬の残留分析データの提供等の新たな要求が出されるのではないかと危惧する。 流通業者・小売業者・食品製造業者等が、これらを要求する等の行為が発生しないよう、経済産業省、公正取引委員会等関係省庁とも連携し監視とご指導をお願いします。	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などに基づき判断されるものと考えます。 これらのことについては、意見交換会等の機会をつうじて、周知に努めていきます。	11